

○苫小牧市出張所設置条例

昭和25年10月3日

条例第21号

第1条 市長の権限に属する事務の一部を分掌させるため、この条例の定めるところにより出張所を設ける。

第2条 出張所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

第3条 前各条に定めるものの外、必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

附 則(昭和48年3月30日条例第1号改正)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月9日条例第15号改正)

この条例は、規則で定める日(昭和60年12月2日)から施行する。

附 則(平成5年10月1日条例第23号改正)

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

附 則(平成15年9月30日条例第22号改正)

この条例は、平成15年11月3日から施行する。

別表

名称	位置	所管区域
勇払出張所	苫小牧市字勇払33番地	字勇払・字弁天一円
のぞみ出張所	苫小牧市のぞみ町1丁目2番5号	ときわ町1丁目から6丁目まで 澄川町1丁目から8丁目まで 美原町1丁目から3丁目まで のぞみ町1丁目から3丁目まで 青雲町1丁目から3丁目まで 宮前町1丁目から5丁目まで もえぎ町1丁目及び2丁目

		明德町1丁目から4丁目まで 字錦岡 字樽前
--	--	-----------------------------